平成２８年（フ）第２号
長野県下伊那郡阿南町富草4347番地21　阿南富草寮
債務者　兼子　**静**哉
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２０３号
三重県鈴鹿市稲生西３丁目５番46号　ベルハイムスズカ205、前住所三重県鈴鹿市稲生西２丁目２番11号
債務者　鈴木　新次
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０７号
三重県津市美川町３番４号　フロイデンハイム101号
債務者　長谷川裕美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４８号
兵庫県伊丹市荻野３丁目51番地２　第２辰己マンション104号
債務者　金山萬嗣こと　金　　万嗣
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
兵庫県川西市久代４丁目２番46号
債務者　金山組こと金山萬吉こと　金　　萬吉
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市荻野１丁目60番地　雫文化２階
債務者　堀田　浩樹
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
神戸市西区秋葉台１丁目５番地の５
債務者　原園　真也（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
兵庫県明石市魚住町清水591番地の１　グリーンエイトⅢ302号、前住所兵庫県加古川市別府町西脇91番地の８
債務者　岡　　篤人
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
兵庫県明石市魚住町清水591番地の１　グリーンエイトⅢ302号、前住所兵庫県加古川市別府町西脇91番地の８
債務者　岡　　君子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
兵庫県明石市魚住町清水186番地の１
債務者　藤井　沙織
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
兵庫県明石市魚住町清水2068番地の１　シャトー第１土山303号
債務者　竹野　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
神戸市西区竹の台２丁目16番地の４　１―1101号
債務者　喬暁燕こと　香山　　燕
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
兵庫県明石市大久保町森田132番地の26、前住所兵庫県明石市藤江891番地の10
債務者　久保　和泉
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
奈良市青野町２番地　ブランズ大和西大寺707号
債務者　重政　仲男
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３６１号
奈良市南京終町４丁目359番地の１　レオパレスナカノ103号
債務者　細川　博一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０６号
奈良県天理市東井戸堂町371番地６　レオパレス21　ＳＡＷＡＨ108号室
債務者　山口佐緒利
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０７号
奈良県桜井市大字大福438番地の２　Ｂ棟101号
債務者　泉尾　繁信
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所